３　社会福祉法人野田市社会福祉協議会役員の手当に関する規程

昭和５９年１月２６日　　制定
昭和６２年４月　１日一部改正
平成２１年４月　１日一部改正
平成２９年６月２３日一部改正
令和５年１月１０日一部改正
令和６年４月１日一部改正
令和８年４月１日一部改正

（目的及び適用の範囲）

第１条　この規程は、次に掲げる社会福祉法人野田市社会福祉協議会の役員に支給する手当について定めることを目的とする。

（手当）

第２条　役員に支給する手当は、次の表のとおりとする。

区分	支給額
会　　長	月額　１００，０００円
常務理事	月額　８０，０００円

（適用除外）

第３条　前条に規定する者のうち、野田市職員の身分を有する者については、手当は支給しない。

（支給方法）

第４条　役員に支給する手当は、職についた日から職を離れる日まで支給する。

２　手当は、その月分を毎月２１日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支給する。

附　則

この規程は、昭和５９年１月２６日から施行する。

附　則

この規程は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年６月２３日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１月１０日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。